

東電損害賠償・福井弁護団についてのご紹介

第1 弁護団構成

- 1 弁護団長 円居 愛一郎
- 2 事務局長 笠原 一浩
- 3 事務局次長 野条 泰永
- 4 弁護団員（1～3を含め合計11名）

安部剛、太田宏史、岡本矢、佐藤辰弥、土橋伸吾、坪田康男、山口征樹、吉川健司

5 事務所所在地

笠原、山口は敦賀市のみどり法律事務所に属し、その他の弁護士は福井市内に事務所を有しています。

第2 担当弁護士の割り振り方法

当弁護団において損害賠償請求を行う際は、請求漏れ等を防ぐため、1家族につき2名の弁護士が主任として皆さんからの事情聴取や相談を担当致します（事例検討は弁護団全体で行います）。嶺南地方にお住まいの方は、特段のご希望がない限り、みどり法律事務所の2人で行いますが、嶺北地方にお住まいの方については、以下の方法で担当弁護士を割り当てます。

1 FFFの会を通す場合

FFFの会にご連絡頂ければ、同会から野条弁護士に連絡があり、野条弁護士において担当弁護士を割り振って皆さんにご連絡致します。

2 FFFの会を通さない場合

笠原弁護士（ 0770-21-0252、FAX 0770-21-0253）にご連絡頂ければ、笠原弁護士において担当弁護士を割り振ります。1,2の場合も、特に弁護士を指定してのご要望があれば、なるべくご要望に応じたいと思

いますが、特定の弁護士にあまりにも集中しすぎる場合はご要望に沿えないこともありますので、あらかじめご了承ください。

3 受任・相談体制

受任の場合はもとより、受任に至らない相談の場合も、担当弁護士を固定します。また、受任の場合は、二人の弁護士が担当することとなります。

第3 法テラス（依頼・相談とも）の利用法

皆様が事件を弁護士に依頼する場合はもとより、依頼に至らない相談の場合も、日本司法支援センター（通称・法テラス）が費用を立て替えてくれます。

費用は、相談の場合は30分5000円、法テラスから弁護士に支給されます。相談の場合は、ご負担頂く必要はありませんが、原則として同一事件に3回までしか相談料が支給されないため、予め相談内容を整理されることをお勧めします。

また、弁護士が受任する場合は着手金（事件を受任する際に頂く費用）等が法テラスから弁護士に支給されます。事件が解決した場合は報酬として、東電から得られた金額の5%（ADRの場合）又は10%（訴訟の場合）を頂くとともに、また着手金と実費も、東電から得られた金額の中から清算させていただきます。

なお、着手金は、法テラスの基準によると63,000～231,000円となりますが、弁護団においては、着手金は一律1人1万円としております。従って、皆様のご負担は、「東電からお金が入った段階で、1万円+実費（実際にかかった諸費用）+報酬5%or10%の合計を、その中から清算させて頂く」となります。なお、諸般の事情により法テラスを利用されない場合も、着手金・報酬は上記の基準によります。より詳細なご説明は、面談の際にさせていただきます。

第4 直接請求・ADR・訴訟のメリットデメリット

（当弁護団では原則としてADRの方法による請求を行うことにしていますが、皆様のご事情に応じて、柔軟な対応を検討したいと思います。）

	直接請求	ADR	訴訟
メリット	費用が低額	比較的中立な第3	法にのっとった解決が

		<p>者が介在するため、直接請求の場合より有利な解決が得られる可能性あり。訴訟より費用が安く期間も短い。</p>	<p>可能。 居住地の裁判所に提訴することができる。</p>
<p>デメリット</p>	<p>東電が定めた基準を超える金額は認められにくい。</p>	<p>こちらと東電の双方の合意が必要。東京と郡山でしか行われていない。</p>	<p>請求金額によっては、切手印紙代が高額となることもある。</p>